

指定医療機関

- 救急医療（二次）指定 ○精神保健指定（措置・医療保護） ○生活保護指定
○労災保険指定 ○自立支援医療指定（精神通院医療） ○身体障害者福祉法指定
○特定健康診査指定

介護保険事業指定

- 指定居宅サービス事業（訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護）
○指定居宅介護支援事業 ○介護老人保健施設

入院施設基準

各病棟看護職員配置数 別紙

1日を通しての平均看護職員数（看護師・准看護師）と患者様との割合

一般病棟	58床（1病棟）	15：1	地域包括病棟	40床（1病棟）	13：1
回復期リハ病棟	42床（1病棟）	13：1			
精神病棟	57床（1病棟）	15：1	認知症治療病棟	48床（1病棟）	20：1

※一般病棟・認知症治療病棟の夜勤は3名、地域包括病棟・回復期リハ病棟・精神病棟の夜勤は2名以上で実施しております。

当院において患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

- ・入院時に入院診療計画書を作成し治療計画をご説明致します。
- ・院内の感染対策として、院内感染対策委員会を設置し感染対策チームによる院内ラウンドを毎週行い感染予防に努めています。感染地域連携カンファレンスにも参加し感染対策情報を収集し、院内で取り入れ活かしています。消毒用薬剤の設置等も行っております。
- ・医療安全管理体制を整備し、褥瘡対策として専任医師・看護職員による対策チームを設置、危険因子の評価を行っております。
- ・意思決定支援については、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。
- ・多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

（入院食事療養について）

入院食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって栄養管理を行っています。食事は、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

施設基準に該当する当院手術実績（令和7年）

その他
ペースメーカー交換術 2件

令和8年1月1日 現在